

証券コード 9249
2023年12月11日
(電子提供措置の開始日2023年12月4日)

株 主 各 位

愛知県一宮市本町二丁目2番11号
JES一宮ビル

日本エコシステム株式会社

代表取締役社長 松 島 穰

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jp-eco.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月25日
(月曜日) 午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月26日（火曜日）午前10時（受付開始午前 9 時30分）
 2. 場 所 愛知県一宮市栄三丁目 1 番 2 号
尾張一宮駅前ビル（i ビル） 2 階大会議室
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 - 1 第26期（2022年10月 1 日から2023年 9 月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第26期（2022年10月 1 日から2023年 9 月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 9 名選任の件
- 第 2 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合には、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jp-eco.co.jp/ir/library/meeting/>）及び東証ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年12月25日（月曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年12月25日（月曜日）午後5時30分必着

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年12月26日（火曜日）午前10時

❗ ご注意事項

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットを有効な議決権としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

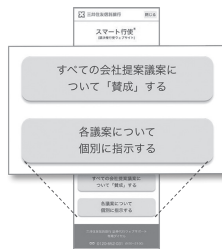
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

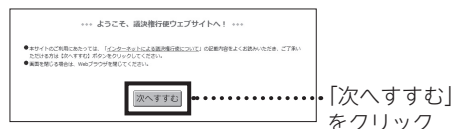
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

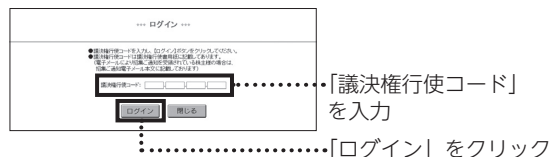
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

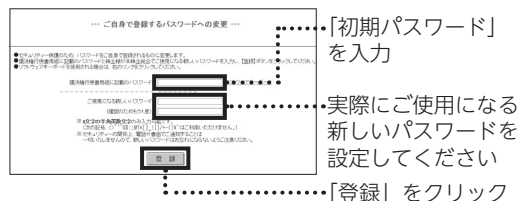
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
(受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

- 第1号議案
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名の選任をお願いするものであります。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

1	まつしま 松島	みのる 穰	(1973年8月27日生)	所有する当社の株式の数……………203,000株	取締役会への出席状況………23/23回(100%)
---	--------------------	------------------	---------------	--------------------------	---------------------------

再任	[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]					
	1992年4月	(株)日建エンジニアリング	入社	2021年4月	学校法人聖徳学園	評議員（現任）
	1996年7月	(株)東亜ハイウェイガード	入社	2022年11月	(株)A V A N T I A	社外取締役（現任）
	1998年11月	(有)エコシステム（現 当社）	設立	2022年12月	日本バンダーネット(株)	代表取締役（現任）
			代表取締役社長			
	2001年7月	日本エコシステム(株)に組織変更		2023年1月	葵電気工業(株)	代表取締役（現任）
			代表取締役社長（現任）	2023年10月	O T S (株)	代表取締役（現任）
	2015年11月	サテライト一宮(株)	代表取締役			
	2017年5月	日本バンダーネット(株)	代表取締役			
	2019年12月	同社	取締役			

選任理由

当社代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有し、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから取締役候補者とした。

2

なか むら せい いち
中村 成一

(1967年2月28日生)

所有する当社の株式の数…………… 4,000株

取締役会への出席状況…… 23/23回(100%)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1989年4月	名古屋トヨペット(株) 入社	2019年12月	中央警備保障(株) 取締役(現任)
1992年10月	中部ファミリーマート(株) 入社	2020年1月	当社 専務取締役環境グループ担当
1993年4月	(株)東亜ハイウェイガード 入社	2020年12月	(株)フズライフ 取締役(現任)
2000年12月	(有)エコシステム(現 当社) 入社	2023年10月	当社 専務取締役交通インフラグループ担当(現任)
2002年7月	当社 取締役		
2012年11月	JESテイコク(株) 取締役(現任)		
2017年5月	当社 専務取締役道路グループ担当 (現 交通インフラグループ)		

選任理由

当社取締役として環境事業及び交通インフラ事業を中心とした豊富な経験に基づき、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

3

おく むら やす のり
奥村 泰典

(1965年6月16日生)

所有する当社の株式の数…………… 6,600株

取締役会への出席状況…… 23/23回(100%)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1987年4月	オスカー電子(株)(現 オスカー総業(株))入社	2019年10月	当社 取締役生活産業グループ担当
2003年10月	オスカー電子(株) 取締役	2019年12月	当社 常務取締役生活産業グループ担当(現任)
2011年10月	当社 取締役	2022年12月	オー・ティー・エス技術サービス(株) (現 O T S (株)) 代表取締役(現任)
2017年5月	日本バンダーネット(株) 取締役(現任)		
2018年12月	サテライトー宮(株) 代表取締役		

選任理由

当社取締役として公共サービス事業を中心とした豊富な経験に基づき、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

4

うちだ
内田あつし
敦

(1973年3月7日生)

所有する当社の株式の数…………… 2,000株

取締役会への出席状況…… 23/23回(100%)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1991年4月 (株)森吉倉庫 入社
 1996年8月 宮田毛織工業(株) 入社
 1998年11月 (有)エコシステム (現 当社) 入社
 2004年6月 当社 取締役
 2017年5月 当社 取締役道路保全部長
 2019年10月 当社 取締役施設保全部長
 2019年12月 中央警備保障(株) 取締役(現任)
 2020年1月 当社 取締役道路グループ担当
 (現 交通インフラグループ)

2020年10月 (有)ぼくちオジカオート (現 J E S モビリティサービス(株)) 代表取締役
 2022年12月 同社 取締役
 2023年9月 (株)興電社 取締役(現任)
 2023年10月 当社 取締役(現任)
 J E S モビリティサービス(株) 代表取締役(現任)

選任理由

当社取締役として交通インフラ事業を中心とした豊富な経験に基づき、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

5

いのう
稲生あつひこ
篤彦

(1971年3月29日生)

所有する当社の株式の数…………… 3,300株

取締役会への出席状況…… 23/23回(100%)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1996年10月 酒井会計事務所 入所
 2000年10月 監査法人トーマツ
 (現 有限責任監査法人トーマツ)
 名古屋事務所 入所
 2017年4月 当社 入社 管理本部長

2017年5月 日本ベンダーネット(株) 監査役(現任)
 2017年7月 当社 取締役管理本部担当(現任)
 2023年10月 O T S (株) 監査役(現任)
 J E S モビリティサービス(株) 取締役(現任)

選任理由

当社取締役として管理本部を統括してきた実績に基づき、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

6

たきもと
瀧本ゆうじ
裕二

(1975年9月30日生)

所有する当社の株式の数……………一株

取締役会への出席状況……………一回(一%)

新任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1998年4月 本田金属工業(株)入社

2012年9月 当社 入社

2012年11月 J E S テイコク(株) 取締役

2019年12月 当社 執行役員(現任)

J E S テイコク(株) 代表取締役(現任)

選任理由

同氏の環境事業における豊富な経験に加え、J E S テイコク株式会社の代表取締役としての経営経験も有しており、今後も当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

7

すぎと
杉戸としゆき
俊之

(1972年1月9日生)

所有する当社の株式の数……………600株

取締役会への出席状況……………23/23回(100%)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1998年4月 五藤経営会計事務所
(現 税理士法人大樹) 入所2008年8月 税理士法人大樹に組織変更
社員

2019年12月 当社 社外取締役(現任)

2022年9月 税理士法人大樹 代表社員(現任)

選任理由及び期待される役割の概要

長年にわたり税理士として財務及び会計に携わりながら、法人経営で培われた経営者としての経験や見識を保有しているほか、この方面で豊富な経験と高い専門性を有していることから、当該期待役割に沿った有益な発言を行っていただいております、引き続き当社のガバナンス体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

再 任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1970年10月	(株)日本経済新聞社 入社	2011年 3月	(株)フィスコ 監査役
1972年 3月	秋本特許事務所 入所	2012年 2月	AWSG PTE. LTD. 取締役 (現任)
1973年 7月	(株)プロテック設立 常務取締役	2014年 9月	J-DESK PREMIUM PTE. LTD. MANAGING DIRECTOR (現任)
1980年 1月	ジャパン・アーチスト(株)設立 常務 取締役	2016年12月	Aburiya Pte. Ltd. Director (現 任)
1999年11月	経営コンサルタント開業	2020年 4月	Sanpo SG Pte. Ltd. Director (現任)
2000年 6月	日本エンジェルズ・インベストメン ト(株) 取締役	2022年 4月	サンゲイト・イノベーション(株) 監 査役 (現任)
2003年 4月	東京工業大学客員教授 (現 特任教 授)	2022年12月	当社 社外取締役 (現任)
2005年 4月	独立行政法人産業技術総合研究所 ベンチャー支援室 着任		
2007年 3月	(株)フィスコ 取締役		
2009年 9月	一般社団法人実践コーポレート・ガ バナンス研究会設立 理事		

選任理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験や海外経験、事業計画策定における支援実績により、2022年12月より当社社外取締役に就任し、当社のM&Aやグループ経営等に関する助言・監督、中期経営計画の策定支援、財務分析の強化、海外戦略の立案支援、その他社外役員の立場から常務会に参加し意見を行う等、取締役として十分な役割を果たしております。今後においても、その幅広い知識・経験等を活かして、当社グループの経営判断に必要な助言を行い、経営の監督に貢献することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1983年4月	(株)サイマル出版会 入社	1990年4月	クラマタデザイン事務所 入所
1984年8月	(株)フォトキシモト 入社	1991年7月	国際コーディネーター(個人事業主)として活動
1985年1月	(株)福武書店 入社	2003年6月	(有)パークス設立 代表取締役(現任)
	(現)(株)ベネッセコーポレーション	2022年12月	当社 社外取締役(現任)
1985年8月	(株)ヴィクトリア 入社		

選任理由及び期待される役割の概要

デザイナー、コーディネーターとしてイタリアにてコーディネーション業務等の豊富な経験と専門知識を有し、国際性に加え、企業経営者としての豊富な経験を有しており、その幅広い知識・経験等を活かして、引き続き当社グループの経営判断に必要な助言や、女性活躍推進の知見からの監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、杉戸俊之氏は4年、田野好彦氏は1年、伊東史子氏は1年となります。
4. 当社は、杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、独立役員としての指定を継続する予定であります。
5. 当社は、杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容で当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1

かめ やま なお と
亀山 直人 (1963年5月29日生)

所有する当社の株式の数 …… 2,000株
取締役会への出席状況 …… 23/23回(100%)
監査等委員会への出席状況 …… 14/14回(100%)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1982年4月	オスカー電子(株) (現 オスカー総業(株)) 入社	2019年12月	当社 取締役・常勤監査等委員 (現任)
2003年10月	オスカー電子(株) 設立 代表取締役		サテライトー宮(株) 監査役
2011年10月	当社 常務取締役		中央警備保障(株) 監査役 (現任)
2017年5月	当社 常務取締役環境グループ担当	2020年12月	(株)ワンズライフ 監査役
2019年10月	当社 監査役	2022年6月	(株)日新ブリッジエンジニアリング監査役
		2022年12月	オー・ティー・エス技術サービス(株) (現 O T S (株)) 監査役
		2023年1月	葵電気工業(株) 監査役 (現任)

選任理由

当社取締役として経営全般に関する豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、経営全般の監視と有効な助言を得るべく、これまでの監査等委員としての実績を踏まえて、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

再 任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1980年4月	(株)大垣共立銀行 入行	2005年4月	大阪府立大学 入職 経済学部教授
1998年4月	大阪大学 入職	2010年4月	岐阜聖徳学園大学 入職
	大学院国際公共政策研究科助手		経済情報学部教授 (現任)
1999年4月	摂南大学 入職	2019年12月	当社 社外取締役・監査等委員 (現任)
	経営情報学部助教授		

選任理由及び期待される役割の概要

日本経済論を学際的に研究する大学教授としての豊富な経験と高い専門性を有しており、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただいております。

今後においても長年にわたる豊富な経験と高い専門性を生かした的確な助言を通じて、更なるコーポレート・ガバナンス強化への貢献が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

再 任

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

2009年12月	弁護士法人愛知総合法律事務所 入所	2020年1月	名古屋シティ法律事務所 入所
2018年10月	名古屋家庭裁判所家事調停官	2023年4月	グラーティア弁護士法人設立
2019年12月	当社 社外取締役・監査等委員（現任）		代表弁護士（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

長年にわたり弁護士として活動し、契約取引や企業法務、コンプライアンス等において豊富な法務経験と専門知識を有するとともに、弁護士法人にて代表弁護士として経営に従事されている経験から、コンプライアンス対応や経営全般の監督に寄与していただいております。今後においても弁護士及び経営者としての見識を生かした的確な助言を通じて、更なるコーポレート・ガバナンス強化への貢献が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加納正二及び南 善隆の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 加納正二及び南 善隆の両氏は、現在当社の社外取締役であり、両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ4年であります。
4. 当社は加納正二及び南 善隆の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、独立役員としての指定を継続する予定であります。
5. 当社は、加納正二及び南 善隆の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容で当該保険契約を更新する予定であります。

＜ご参考＞

■取締役のスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は、以下のとおりです。

氏名	当社における地位	企業経営・ 経営戦略	財務会計	リスク管理	M&A	サステナビリティ・ ESG
松島 稷	代表取締役社長	○		○	○	○
中村 成一	専務取締役	○		○	○	○
奥村 泰典	常務取締役	○		○	○	
内田 敦	取締役	○		○	○	
稲生 篤彦	取締役		○	○	○	
瀧本 裕二	取締役	○		○	○	
杉戸 俊之	独立社外取締役	○	○		○	
田野 好彦	独立社外取締役	○	○	○	○	
伊東 史子	独立社外取締役	○				○
亀山 直人	取締役 常勤監査等委員	○		○		
加納 正二	独立社外取締役 監査等委員		○	○		○
南 善隆	独立社外取締役 監査等委員	○		○	○	

(注) 各取締役に特に期待する知識・経験・能力であり、取締役の有するすべての知見を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、為替変動による物価上昇などにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。一方で、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行するなど行動制限の緩和がすすみ、インバウンド需要の回復等、経済活動の正常化が進展し景気は緩やかな回復傾向にあります。

このような状況のもと、当社グループは「交通インフラ事業」にて収益基盤を構築、事業の裾野を拡大し、「公共サービス事業」で公営競技及び一般事業者も含めた空調・給排水等のファシリティを中心とした事業規模の拡大を図り、これらの技術、収益を基盤にして「環境事業」を推進するべく取り組んでまいりました。

また、成長戦略として強化推進しているM&A・人材強化等の成長投資を積極的に行った結果、販売費及び一般管理費が増加し営業利益は減少いたしました。なお、当連結会計年度のM&A実績は、株式取得及び事業譲受によるものを合せて6件を実行いたしました。このうち株式取得によるグループ化は2022年11月にオー・ティー・エス技術サービス株式会社、2023年1月に葵電気工業株式会社、2023年4月に村川設備工業株式会社、2023年7月に株式会社興電社、2023年9月に株式会社テッククリエイトであります。

この他、M&Aによるグループ化に伴い負ののれん発生益191百万円、及び賃貸用オフィスビル（土地、建物）の売却による固定資産売却益428百万円を特別利益に計上しております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高7,577百万円（前期比104.9%）、営業利益635百万円（前期比79.6%）、経常利益685百万円（前期比80.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益874百万円（前期比214.3%）となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

<公共サービス事業>

公共サービス事業におきましては、公営競技を中心とした施設の機器設置・保守・運営に関わる事業及び一般事業者も含めた空調・給排水等のファシリティに関わる事業を行っております。当連結会計年度においてグループ化したオー・ティー・エス技術サービス株式会社の業績寄与に加え、公営競技場運営の包括受託業務や利益率の高いネット投票の売上も堅調に推移いたしました。

以上の結果、セグメント売上高（外部売上高）は3,654百万円（前期比104.9%）、セグメント利益は564百万円（前期比102.7%）となりました。

<環境事業>

環境事業におきましては、排水浄化処理及び水循環に関する事業及び再生可能エネルギー発電設備の設計、施工、保守等業務並びに自社設備による売電に関わる事業を展開しております。当連結会計年度において排水浄化処理及び水循環に関する事業にて、アクアリウムの受注案件が前連結会計年度好調であった反動もあり、当連結会計年度は鈍化傾向となりました。

以上の結果、セグメント売上高（外部売上高）は731百万円（前期比83.9%）、セグメント利益は66百万円（前期比91.1%）となりました。

<交通インフラ事業>

交通インフラ事業におきましては、高速道路を中心とした道路エンジニアリング・道路メンテナンスに関する事業を展開しております。当連結会計年度において当社主要顧客であるNEXCO中日本関連会社からの電気通信設備・構造物の点検・保守、高速道路の維持管理等の業務が順調に推移したことに加え、道路照明灯・LED工事の自治体需要も堅調でありました。

以上の結果、セグメント売上高（外部売上高）は2,881百万円（前期比113.9%）、セグメント利益は756百万円（前期比109.2%）となりました。

<その他事業>

その他事業におきましては、システム保守業務、AI技術を活用したICTソリューションの提供に関わる事業及び不動産売買、賃貸等不動産に関わる事業を展開しております。

セグメント売上高（外部売上高）は310百万円（前期比93.2%）、セグメント利益は34百万円（前期比124.8%）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は493,894千円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

（公共サービス事業）日本ベンダーネット(株)	投票端末機システム更新
（交通インフラ事業）当社	岐阜事業所建物
（全社共通）当社	賃貸ビル建設工事、事業用地

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主にM&Aによる株式購入資金として、金融機関より長期借入金415,000千円の調達を行いました。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の連結子会社であります日本ベンダーネットは、2023年4月17日を効力発生日として、株式会社zoomより競輪情報サイトの運営事業を譲り受けました。

(5) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ① 当社は、2022年11月7日付で、オー・ティー・エス技術サービス株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
- ② 当社は、2023年1月17日付で、葵電気工業株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
- ③ 当社は、2023年4月13日付で、村川設備工業株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
- ④ 当社は、2023年7月12日付で、株式会社興電社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
- ⑤ 当社は、2023年9月27日付で、株式会社テッククリエイトの全株式を取得し完全子会社化いたしました。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第23期 (2020年9月期)	第24期 (2021年9月期)	第25期 (2022年9月期)	(当期) 第26期 (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	6,122,590	6,985,957	7,220,655	7,577,563
経 常 利 益 (千円)	419,788	801,416	856,637	685,200
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	226,313	571,908	408,041	874,606
1株当たり当期純利益 (円)	113.16	285.95	153.17	324.40
総 資 産 (千円)	6,081,066	6,020,954	6,487,369	8,373,744
純 資 産 (千円)	1,529,517	2,115,494	3,795,059	4,538,382
1株当たり純資産額 (円)	745.04	1,031.90	1,386.92	1,652.17

- (注) 1. 当社は、第24期より連結計算書類を作成しております。なお第23期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 第25期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第25期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第23期 (2020年9月期)	第24期 (2021年9月期)	第25期 (2022年9月期)	(当期) 第26期 (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	3,908,670	4,438,634	4,515,194	4,214,862
経 常 利 益 (千円)	325,453	504,556	490,774	290,348
当 期 純 利 益 (千円)	191,542	357,473	259,787	459,546
1株当たり当期純利益 (円)	95.77	178.74	97.52	170.45
総 資 産 (千円)	3,483,956	3,709,251	4,581,933	5,150,380
純 資 産 (千円)	1,464,177	1,823,457	3,349,883	3,654,586
1株当たり純資産額 (円)	732.09	911.73	1,242.81	1,354.25

(7) 対処すべき課題

当社グループは、社会に貢献し必要とされ続ける会社の実現に向け、お客様への徹底的な「御用聞き」の姿勢に徹するとともに、オーガニック成長とM&Aの両面に注力し、事業の成長性を示す売上高CAGR 6～7%以上の達成を目指すため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 時代に即した商品・サービスの拡充

社会が求めるサービスを提供する「300年企業」になるためには、その時代の関心・ニーズに応える商品やサービスをいち早く開発することが必要と考えております。当社は成長戦略であるM&Aを積極的に実施し、グループシナジーを生み出すため群戦略の推進による複数サービスの同時提供、グループ間のリレーション・ネットワークを生かしたサービス提供範囲の拡大、JESG事業開発研究室を中心とした事業開発体制の強化等に努めてまいります。

② M&Aによるシナジー効果の促進とグループ経営の効率化

M&Aによる事業規模の拡大や人材の拡充により、各グループ会社とのシナジー効果を促進して新たなサービスや事業の拡充を図ってまいります。また、当社グループの組織横断的な取り組みや人事交流を通じてグループ内の連携を強化し、ノウハウを共有するとともに、原価管理の強化や管理業務の集約による効率化に加え、働き方改革に向けた業務環境の改善についてもグループ全体で注力してまいります。

③ 機動的かつ柔軟な人材の確保・配置及び人材育成

中期経営計画の達成に向けては、全職種において人材の確保が不可欠であると考えております。そのためにも、グループでの一括採用の実施やM&Aによる専門性の高いエンジニアの獲得を行ってまいります。並行して、当社グループの人材プラットフォーム「エンジニアエコシステム」の構築により、社員の多能工化・柔軟な配置を促進させ、技術者としての経験・実績づくりを充実させる職場環境を整備するとともに、複数事業間を横断できる汎用性の高いスキルを保有する人材の育成を推進してまいります。

④ 海外展開の強化

当社グループが、中長期的な視野からさらなる成長を図るには海外市場、現地特許庁で特許登録を受けた海外各国での事業展開の強化が重要と考えております。そのためにも今後は営業体制の強化、事業開発体制の強化を推進していく方針であります。

⑤ S D G s の達成による社会への貢献

社会インフラの老朽化への対応、温室効果ガス排出量の削減、水・空気・土壌の保全に事業を通じて取り組むことは、安心・安全・快適な暮らしを支える上で不可欠であると考えております。環境事業の収益安定化、働き方改革やダイバーシティの推進による従業員エンゲージメントの向上により、事業強化と安定的な運営を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

セグメント	主 な 事 業 内 容
公 共 サ ー ビ ス 事 業	・公営競技場、ネット投票サイト、AIによる競輪予想サービス等の運営業務に関わる事業 ・公営競技場におけるTZS（注）の設計・製造・販売・機器設置・メンテナンスに関わる事業 ・公共事業体、一般事業会社向けの空調設備工事、給排水衛生工事などのファシリティ事業に関わる事業
環 境 事 業	・排水浄化効率を促進させる製剤の研究開発、製造及び販売業務に関わる事業 ・水循環システム及び処理設備の設計・施工・メンテナンスに関わる事業 ・産業用太陽光の再生可能エネルギー発電設備の設計、施工、保守等業務に関わる事業
交 通 イ ン フ ラ 事 業	・高速道路を中心とした構造物点検、電気通信設備・ETC保守、交通管制業務、道路照明灯保守等の道路エンジニアリングに関わる事業 ・高速道路を中心とした維持修繕工事、事故・災害復旧工事、雪氷対策作業、土木工事、交通規制等の道路メンテナンスに関わる事業
そ の 他	・システム保守業務、AI技術を活用したICTソリューションの提供に関わる事業 ・賃貸物件管理等不動産に関わる事業

(注) TZSとはトータリゼータシステムの略称であり、公営競技における、オッズ（購入した馬券等が的中した際の戻り倍率）の表示、集計、投票券の発券、配当金の計算、払い戻しまでの一連の業務をコンピューターで一括処理するシステムのことを指します。発券や払い戻しを行う機器を含め、業務に関わるコンピューターネットワークの総称です。

(9) 主要な事業所等（2023年9月30日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	愛知県一宮市
ジ オ 環 境 開 発 研 究 所	岐阜県羽島市
名 古 屋 事 業 所	愛知県名古屋市中区
一 宮 事 業 所	愛知県一宮市
岐 阜 事 業 所	岐阜県羽島市
各 務 原 事 業 所	岐阜県各務原市
浜 松 事 業 所	静岡県浜松市
豊 田 事 業 所	愛知県豊田市
J E S ホ ー ム 店	愛知県一宮市

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
日 本 ベ ン ダ ー ネ ッ ト 株 式 会 社	東京都千代田区
サ テ ラ イ ト ー 宮 株 式 会 社	愛知県一宮市
中 央 警 備 保 障 株 式 会 社	岐阜県岐阜市
J E S テ イ コ ク 株 式 会 社	愛知県名古屋市中区
株 式 会 社 ワ ン ズ ラ イ フ	岐阜県羽島市
有 限 会 社 ぼ く ん ち オ ジ カ オ ー ト	愛知県北名古屋市
株式会社日新ブリッジエンジニアリング	岐阜県岐阜市
オー・ティー・エス技術サービス株式会社	東京都杉並区
葵 電 気 工 業 株 式 会 社	愛知県名古屋市中区
村 川 設 備 工 業 株 式 会 社	愛知県一宮市
株 式 会 社 興 電 社	神奈川県中郡二宮町
株 式 会 社 テ ッ ク ク リ エ イ ト	石川県金沢市

- (注) 1. 当社は、2022年11月7日付で、オー・ティー・エス技術サービス株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
2. 当社は、2023年1月17日付で、葵電気工業株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
3. 当社は、2023年4月13日付で、村川設備工業株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
4. 当社は、2023年7月12日付で、株式会社興電社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
5. 当社は、2023年9月27日付で、株式会社テックフリエイトの全株式を取得し完全子会社化いたしました。

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況（2023年9月30日現在）

セグメントの名称	従業員数(名)
公共サービス事業	111 [137]
環境事業	15 [7]
交通インフラ事業	97 [84]
その他事業	21 [2]
全社（共通）	30 [5]
合計	274 [235]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、準社員、契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。
4. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理本部の従業員であります。

② 当社の従業員の状況（2023年9月30日現在）

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
151 [53]	39.9	6.0	5,316

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、準社員、契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員のみで算定しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
日本ベンダーネット株式会社	93,600 千円	100.0 %	トータリゼータシステムに関連する機器の設計・製造・販売及びメンテナンス等
サテライトー宮株式会社	98,000	100.0	公営競技の専用場外売場の運営業務

(12) 主要な借入先の状況（2023年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 十 六 銀 行	699,736 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	447,150
岐 阜 信 用 金 庫	198,321
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	182,670

(注) 借入残高には社債未償還残高を含めております。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社でありますオー・ティー・エス技術サービス株式会社とサテライトー宮株式会社は、業務効率化等のため、2023年7月14日に合併契約を締結し、2023年10月1日付で合併（オー・ティー・エス技術サービス株式会社による吸収合併）いたしました。なお、同日付でオー・ティー・エス技術サービス株式会社の商号を〇ＴＳ株式会社に変更しております。

2. 株式に関する事項

株式の状況（2023年9月30日現在）

① 発行可能株式総数	10,000,000株
② 発行済株式の総数	2,697,600株
③ 株主数	1,395名
④ 上位10名の株主	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
松 福 株 式 会 社	1,100,000 株	40.77 %
オクヤホールディングス株式会社	650,000	24.09
松 島 穰	203,000	7.52
太 洋 基 礎 工 業 株 式 会 社	58,200	2.15
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	47,300	1.75
MSIP CLIENT SECURITIES	43,200	1.60
松 島 啓 晃	38,000	1.40
J E S 社 員 持 株 会	33,600	1.24
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT A/C 8028 - 394841	22,900	0.84
株 式 会 社 S B I 証 券	22,500	0.83

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が2,200株増加いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 1 回新株予約権
新株予約権の数	78,900個
保有人数 取締役（監査等委員又は社外役員を除く） 社外取締役（監査等委員を除く） 監査等委員	4 名 1 名 3 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 78,900株
新株予約権の発行価額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 個あたり 1,000円
新株予約権の行使期間	2022年9月1日から2030年8月18日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、上席執行役員、執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし当社取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。その他の条件は「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

②その他新株予約権等の状況

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、中期経営計画におけるM&A成長戦略を達成するとともに、本資金調達を通じた流通株式数の増加による東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準への適合を目的として、以下のとおり、各新株予約権における行使価額の水準以上に株価が上昇した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

名 称	第2回新株予約権
発行決議日	2023年8月10日
新株予約権の数	750個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり 1,228円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 250,000円 (1株当たり 2,500円)
新株予約権の行使期間	2023年8月29日から2026年8月28日まで
新株予約権の主な行使条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund MAP246 Segregated Portfolio	新株予約権の数 750個 目的となる株式数 75,000株 割当者数 2名

名 称	第3回新株予約権
発行決議日	2023年8月10日
新株予約権の数	750個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり 587円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 320,000円 (1株当たり 3,200円)
新株予約権の行使期間	2023年8月29日から2026年8月28日まで
新株予約権の主な行使条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund MAP246 Segregated Portfolio	新株予約権の数 750個 目的となる株式数 75,000株 割当者数 2名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	松 島 穰	サテライト一宮株式会社 代表取締役 日本ベンダーネット株式会社 代表取締役 葵電気工業株式会社 代表取締役 株式会社A V A N T I A 社外取締役 学校法人聖徳学園 評議員
専 務 取 締 役	中 村 成 一	環境グループ担当 中央警備保障株式会社 取締役 株式会社ワンズライフ 取締役 JESティコフ株式会社 取締役
常 務 取 締 役	奥 村 泰 典	生活産業グループ担当 サテライト一宮株式会社 代表取締役 日本ベンダーネット株式会社 取締役 オー・ティー・エス技術サービス株式会社 代表取締役
取 締 役	内 田 敦	交通インフラグループ担当 有限会社ばくんちオジカオート 取締役 中央警備保障株式会社 取締役 株式会社興電社 取締役
取 締 役	稲 生 篤 彦	管理本部担当 日本ベンダーネット株式会社 監査役
取 締 役	杉 戸 俊 之	税理士法人大樹 代表社員
取 締 役	田 野 好 彦	AWSG PTE. LTD. 取締役 J-DESK PREMIUM PTE. LTD. MANAGING DIRECTOR Aburiya Pte. Ltd. Director Sanpo SG Pte. Ltd. Director サンゲイト・イノベーション株式会社 監査役
取 締 役	伊 東 史 子	有限会社パークス 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	亀 山 直 人	中央警備保障株式会社 監査役 オー・ティー・エス技術サービス株式会社 監査役 葵電気工業株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	加 納 正 二	岐阜聖徳学園大学 教授
取 締 役 (監 査 等 委 員)	南 善 隆	グラーティア弁護士法人 代表弁護士

(注) 1. 取締役杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏は、社外取締役であります。

2. 監査等委員である取締役加納正二及び南善隆の両氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）加納正二氏は、大学教員として培われた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、亀山直人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役杉戸俊之氏、取締役田野好彦氏、取締役伊東史子氏、取締役（監査等委員）加納正二氏、取締役（監査等委員）南善隆氏の5名を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
中 村 成 一	専務取締役 環境グループ担当	専務取締役 交通インフラグループ担当	2023年10月1日
内 田 敦	取締役 交通インフラグループ担当	取締役	2023年10月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、子会社の監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬とし、個々の取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とし、任意の報酬諮問委員会の答申内容を尊重して決定することを基本方針としております。

監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬とし、監査等委員の職責及び経営人材の維持に資する水準を勘案して、監査等委員である取締役の協議によって決定する方針であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬諮問委員会の答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年12月24日の定時株主総会決議により年額 200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年12月24日の定時株主総会決議により年額50,000千円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の評価報酬の額としております。現在は、代表取締役社長 松島穰がこれを行っております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門における評価を行

うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を十分尊重し、決定をしなければならないこととしております。報酬諮問委員会の構成は、社外取締役2名及び代表取締役社長1名を構成員とし、委員長は社外取締役の中から選出しております。

二．取締役の当期に係る報酬の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	136,500 (11,100)	136,500 (11,100)	－ (－)	－ (－)	8 (3)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	20,400 (6,000)	20,400 (6,000)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(5) 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

- ◆ 社外取締役杉戸俊之氏は、税理士法人大樹に所属する代表社員であります。なお当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ◆ 社外取締役田野好彦氏は、AWSG PTE. LTD.、J-DESK PREMIUM PTE. LTD.、Aburiya Pte. Ltd.、Sanpo SG Pte. Ltd.及びサンゲイト・イノベーション株式会社において役員を務めております。なお当社と当該各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ◆ 社外取締役伊東史子氏は、有限会社パークスの代表取締役であります。なお当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ◆ 社外取締役（監査等委員）加納正二氏は、岐阜聖徳学園大学の教授を務めております。なお当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ◆ 社外取締役（監査等委員）南善隆氏は、グラーティア弁護士法人に所属する代表弁護士であります。なお当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における活動状況

氏名	地位	出席状況		期待される役割に関して行った職務の概要及び発言状況
		取締役会	監査等委員会	
杉 戸 俊 之	取 締 役	23/23回 (100%)	—	長年にわたり税理士として財務及び会計に携わっており、この方面で豊富な経験と高い専門性を有しており、当該期待役割に沿った有益な発言を行っております。
田 野 好 彦	取 締 役	17/17回 (100%)	—	長年にわたり経営コンサルタント及び企業経営者として事業計画策定支援、資金調達、会社設立・特許・M & Aなどの実践的な法務経験、海外での経営経験等幅広い知識を有しており、当該期待役割に沿った有益な発言を行っております。
伊 東 史 子	取 締 役	16/17回 (94%)	—	デザイナー、コーディネーターとしての豊富な経験と専門知識を有し、国際性に加え、企業経営者としての豊富な経験を有しており、当該期待役割に沿った有益な発言を行っております。
加 納 正 二	取 締 役 監査等委員	23/23回 (100%)	14/14回 (100%)	日本経済論を学際的に研究する大学教授としての豊富な経験と高い専門性を有しており、当該期待役割に沿った有益な発言を行っております。
南 善 隆	取 締 役 監査等委員	23/23回 (100%)	14/14回 (100%)	長年にわたり弁護士として活動し、契約取引や企業法務、コンプライアンス等において豊富な法務経験と専門知識を有するとともに、弁護士法人にて代表弁護士として経営に従事されている経験から、当該期待役割に沿った有益な助言を行っております。

(注) 社外取締役田野好彦及び伊東史子の各氏については、2022年12月23日就任後の状況を記載しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	32,000千円
ロ) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ) の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠を確認し検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等適正な会計監査ができないと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム基本方針」を決議しており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は経営理念、企業行動指針・役職員行動指針等、コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ロ. コンプライアンスを横断的に統括する組織を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- ハ. 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役社長並びに取締役会等に報告するものとする。
- ニ. 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、「文書管理規程」にしたがい保存・管理を行うものとし、取締役及び監査等委員が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- ロ. 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間等を定めるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社及び子会社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
- ロ. 新たに発生したリスクについては、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づいてリスク・コンプライアンス委員会にて対応し、取締役会にはかるものとする。
- ハ. 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - ロ. 「業務分掌規程」、「職務権限規程」等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
 - ハ. その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
 - ニ. 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社及び子会社から成る企業集団の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
 - ロ. 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役社長並びに取締役会等に報告するものとする。
 - ハ. 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社を担当する役員又は担当部署は、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびにその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 代表取締役社長は、監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
 - ロ. 補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会または常勤の監査等委員と協議のうえ決定する。
 - ハ. 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査等委員会または常勤の監査等委員と事前協議のうえ実施する。

- ⑦ 監査等委員会への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議のほか全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
 - ロ. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な書類については、速やかに監査等委員会に提出する。
 - ハ. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項については、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ニ. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
 - ホ. 子会社の役職員が、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を行う体制を確保する。
 - ヘ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び使用人との連絡会を開催し報告を受けることができる。
 - ト. 取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - チ. 監査等委員会は、子会社を担当する役員又は担当部署による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携等を通じて、子会社から報告を受けることができる。
 - リ. 監査等委員会に報告・相談を行った取締役（監査等委員を除く）及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 代表取締役社長は、監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査等委員の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役社長は「監査等委員会規程」等に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。
 - ロ. 監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の指示を行うことができる。
 - ハ. 監査等委員会は、各グループ及び管理本部に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。
 - ニ. 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - ロ. その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - イ. 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社役職員行動指針において、「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
 - ロ. 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム基本方針」を継続的に取組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎の定期開催のほか委員長が必要と認めた場合、委員から委員長へ開催の請求があった場合に随時開催し、各種リスク・コンプライアンスへの対応策の検討及び再発防止策の協議を行い、その結果は取締役会に報告しております。そのほかコンプライアンス研修を受講することで全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるように周知徹底しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当については、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案し配当性向25%を目指してまいります。

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることを可能とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当事業年度につきましては、2023年11月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。当事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当金25円を含め、1株当たりの年間配当金を51円とさせていただきました。

また、自己株式の処分につきましては、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,824,457	流 動 負 債	2,378,548
現 金 及 び 預 金	2,070,500	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	300,800
電 子 記 録 債 権	101,395	電 子 記 録 債 務	56,826
受取手形、売掛金及び契約資産	1,054,946	短 期 借 入 金	310,000
棚 卸 資 産	389,526	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	62,000
そ の 他	208,089	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	481,775
固 定 資 産	4,547,816	リ ー ス 債 務	2,302
有 形 固 定 資 産	3,757,547	未 払 法 人 税 等	257,123
建 物 及 び 構 築 物	2,065,180	そ の 他	907,719
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,790,986	固 定 負 債	1,456,813
工 具、器 具 及 び 備 品	877,807	社 債	115,000
土 地	1,684,288	長 期 借 入 金	1,080,867
リ ー ス 資 産	124,310	退 職 給 付 に 係 る 負 債	57,804
建 設 仮 勘 定	199,121	リ ー ス 債 務	4,397
減 価 償 却 累 計 額	△2,984,147	繰 延 税 金 負 債	50,596
無 形 固 定 資 産	189,626	資 産 除 去 債 務	98,152
ソ フ ト ウ エ ア	70,039	そ の 他	49,996
そ の 他	119,586		
投 資 そ の 他 の 資 産	600,641	負 債 合 計	3,835,361
投 資 有 価 証 券	227,548	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	132,785	株 主 資 本	4,437,682
そ の 他	240,307	資 本 金	762,266
繰 延 資 産	1,470	資 本 剰 余 金	673,377
		利 益 剰 余 金	3,002,038
		その他の包括利益累計額	19,198
		その他有価証券評価差額金	19,198
		新 株 予 約 権	1,361
		非 支 配 株 主 持 分	80,140
		純 資 産 合 計	4,538,382
資 産 合 計	8,373,744	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,373,744

連結損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,577,563
売上原価		5,374,246
売上総利益		2,203,316
販売費及び一般管理費		1,567,577
営業利益		635,739
受取利息	281	
受取配当金	9,183	
受取保険金	48,324	
補助金	17,098	
保険返戻金	10,390	
固定資産売却益	12,626	
その他	9,851	107,756
営業外費用		
支払利息	8,757	
匿名組合投資損失	41,236	
その他	8,302	58,295
経常利益		685,200
固定資産売却益	428,136	
投資有価証券売却益	32,432	
のれん発生益	191,387	651,956
特別損失		
減損損失	22,896	
固定資産処分損失	34,013	
その他	3,624	60,535
税金等調整前当期純利益		1,276,621
法人税、住民税及び事業税	359,751	
法人税等調整額	18,871	378,623
当期純利益		897,998
非支配株主に帰属する当期純利益		23,391
親会社株主に帰属する当期純利益		874,606

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月 1 日から
2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の 包括利益 累 計 額	新株 予約権	非 支 配 株主持分	純 資 産 計 合
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金			
当 期 首 残 高	761,166	672,277	2,302,662	3,736,106	2,203	—	56,748	3,795,059
当 期 変 動 額								
新株の発行	1,100	1,100		2,200				2,200
剰余金の配当			△175,231	△175,231				△175,231
親会社株主に帰属する 当期純利益			874,606	874,606				874,606
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					16,994	1,361	23,391	41,747
当期変動額合計	1,100	1,100	699,375	701,575	16,994	1,361	23,391	743,323
当 期 末 残 高	762,266	673,377	3,002,038	4,437,682	19,198	1,361	80,140	4,538,382

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

日本ベンダーネット株式会社

サテライト一宮株式会社

中央警備保障株式会社

JESテイコク株式会社

有限会社ぼくんちオジカオート

株式会社ワンズライフ

株式会社日新ブリッジエンジニアリング

オー・ティー・エス技術サービス株式会社

葵電気工業株式会社

村川設備工業株式会社

株式会社興電社

株式会社テッククリエイト

なお、オー・ティー・エス技術サービス株式会社、葵電気工業株式会社、村川設備工業株式会社、株式会社興電社、株式会社テッククリエイトについては、株式の取得により当連結会計年度から連結子会社に含まれることにしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、村川設備工業株式会社の決算日は9月20日、株式会社テッククリエイトの決算日は6月30日であります。

連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日における計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合への出資については、匿名組合の損益のうち当社グループに帰属する持分相当損益を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減する方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

1. 商品・製品・原材料

総平均法による原価法（ただし、一部の原材料については最終仕入原価法とし、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）なお、商品のうち販売用不動産については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

3. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法を採用しております

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産除く）

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（ア）商品及び製品の販売

当社グループは、主に建設資材の販売（「公共サービス事業」）、トータリゼータシステムの製造・販売（「公共サービス事業」）及び排水浄化製剤の製造・販売（「環境事業」）等の業務を行っております。

これらの取引については、原則として、商品及び製品を引き渡した時点において、支配が顧客に移転し履行義務が充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。なお、一部の商品及び製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(イ) 工事請負契約

当社グループは、空調設備の設計・施工（「公共サービス事業」）、公共サービス設備の設計・施工（「公共サービス事業」）、環境関連設備の施工（「環境事業」）等を行っております。

これらの取引については、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の測定は、見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に基づき行っております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しています。短期の請負工事においては、設備の引渡時点において顧客がその支配を獲得した一時点で、履行義務を充足することから、顧客が設備を検収した時点で収益を認識しております。また、通常、当社グループは、顧客との契約において重要な統合サービスを提供しており、約束したサービス等の全てを単一の履行義務として認識することから、取引価格の配分は生じません。

(ウ) 役務の提供

当社グループは、工事請負契約に付随して発生するメンテナンス、保守業務（「公共サービス事業」、「環境事業」）、公営競技の運営委託業務（「公共サービス事業」）、高速道路を中心とした構築物点検、交通管制業務、道路照明灯等の保守および道路メンテナンス（「交通インフラ事業」）にかかわる役務提供を行っております。

これらの取引については、原則として、顧客との契約に基づいて顧客へ役務の提供が完了した時点において、主な履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、顧客のサービス加入者に対し、サービス利用額に応じて付与する他社ポイントについては、取引価格から減額しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において区分掲記しておりました「買掛金」は、当連結会計年度において新たに支払手形が生じることになったため、当連結会計年度より「支払手形及び買掛金」に科目名を変更しております。

（連結損益計算表）

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」及び「固定資産売却益」（前連結会計年度2,813千円及び4,925千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「匿名組合投資損失」（前連結会計年度118千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり充足される履行義務を充足し認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高	959,779千円
-------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合に基づいて行っております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは実行予算を使用しております。実行予算は専門的な知識と経験を有する施工責任者や経営者の判断を要し、不確実性を伴うため、主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

顧客との合意に基づく工事契約内容の変更及び工事着手後に判明した事象並びに施工の遅延等により工事原価総額の見積りが変動する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）

現金及び預金	35,006千円
受取手形、売掛金及び契約資産	9,384千円
建物及び構築物	88,462千円
土地	152,999千円
計	285,852千円

(2) 担保に係る債務（帳簿価額）

支払手形及び買掛金	799千円
1年内返済予定の長期借入金	76,927千円
長期借入金	280,369千円
計	358,095千円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 流動資産

受取手形、売掛金及び契約資産	351千円
----------------	-------

(2) 固定資産

破産更生債権等	39,095千円
差入保証金	18,500千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結損益計算書に関する注記

1. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は49,746千円であります。
2. 営業外損益として処理しております固定資産売却益につきましては、事業活動において経常的に発生する機械・車両等の更新に係るものを対象としており、特別損益として処理しております固定資産売却益につきましては、経常的に発生することのない土地・建物等の売却に係るものを対象としております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普 通 株 式 2,697,600株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	107,816千円	利益剰余金	40円	2022年9月30日	2022年12月26日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	67,415千円	利益剰余金	25円	2023年3月31日	2023年5月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	70,137千円	利益剰余金	26円	2023年9月30日	2023年12月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 150,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にM&Aによる株式購入並びに環境事業の排水浄化効率を促進させる製剤の研究開発、製造及び販売業務並びに交通インフラ事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は必要に応じて銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、基本として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日以降、最長で8年であります。

このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は該当ありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、経理部において取引相手毎に期日及び残高管理をするとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債の一部について変動金利であります。変動金利の上昇がないかを定期的に確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2023年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	195,529	195,529	-
資産計	195,529	195,529	-
(1) 社債	177,000	176,714	△285
(2) 長期借入金	1,562,642	1,559,857	△2,784
(3) リース債務	6,700	6,685	△14
負債計	1,746,342	1,743,258	△3,084

(注1) 現金及び預金、電子記録債権、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含めておりません。また組合出資等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	28,890
組合出資等	3,128

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,070,500	-	-	-
電子記録債権	101,395			
受取手形、売掛金及び契約資産	1,054,946	-	-	-
合計	3,226,841	-	-	-

(注4)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	310,000	-	-	-	-	-
社債	62,000	57,000	58,000	-	-	-
長期借入金	481,775	431,454	268,285	148,598	116,358	116,172
リース債務	2,302	1,639	1,446	913	398	-
合計	856,077	490,093	327,731	149,511	116,756	116,172

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	145,661	-	-	145,661
債券	-	49,868	-	49,868
資産計	145,661	49,868	-	195,529

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	176,714	-	176,714
長期借入金	-	1,559,857	-	1,559,857
リース債務	-	6,685	-	6,685
負債計	-	1,743,258	-	1,743,258

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、愛知県及び長野県において賃貸用共同住宅等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
51,277千円	70,734千円

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	公共サービス 事業	環境事業	交通インフラ 事業	計	その他 (注)	計
一定時点で移転される財	3,096,761	404,513	2,798,267	6,299,542	215,664	6,515,207
一定の期間にわたり移転される財	541,214	327,302	78,611	947,129	18,348	965,478
顧客との契約から生じる収益	3,637,976	731,815	2,876,879	7,246,671	234,013	7,480,685
その他の収益	16,284	－	4,147	20,431	76,446	96,878
外部顧客への売上高	3,654,260	731,815	2,881,026	7,267,103	310,460	7,577,563

(注) 「その他」の区分は、システム保守業務、AI技術を活用したITソリューションの提供にかかわる事業及び不動産の仲介、売買、賃貸等不動産にかかわる事業であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	897,633
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,093,886
契約資産（期首残高）	34,389
契約資産（期末残高）	60,812
契約負債（期首残高）	10,706
契約負債（期末残高）	39,416

契約資産は、工事請負契約について期末日時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えております。工事請負契約に対する対価は、顧客との工事請負契約に基づき請求し、受領しております。

契約負債は、主に、工事請負契約において、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,652円17銭
1 株当たり当期純利益	324円40銭

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2023年7月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるオー・ティー・エス技術サービス株式会社（以下、「オー・ティー・エス技術サービス」といいます）を存続会社、同じく当社の連結子会社であるサテライトー宮株式会社（以下、「サテライトー宮」といいます）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2023年10月1日付でオー・ティー・エス技術サービス及びサテライトー宮は合併いたしました。

1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	オー・ティー・エス技術サービス株式会社
事業の内容	公営競技における投票業務機械化システムの販売及び保守管理、競技場運営業務

被結合企業の名称	サテライトー宮株式会社
事業の内容	公営競技場外売場の運営業務

(2)企業結合日

2023年10月1日

(3)企業結合の法的形式

オー・ティー・エス技術サービスを吸収合併存続会社、サテライトー宮を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

OTS株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

本合併により、シナジーの実現、グループ経営体制の改善及び管理コストの削減を図り、経営効率を向上させること等を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,092,322	流動負債	980,492
現金及び預金	154,389	買掛金	145,538
受取手形	3,176	工事未払金	51,862
売掛金	445,063	未成工事受入金	10,655
完成工事未収入金	181,178	1年内償還予定の社債	57,000
商品及び製品	157,237	1年内返済予定の長期借入金	212,945
未成工事支出金	11,900	未払金	118,169
原材料及び貯蔵品	7,238	未払費用	114,682
前払費用	30,243	未払消費税等	35,187
短期貸付金	40,000	未払法人税等	115,819
未収入金	36,869	前受収益	7,282
その他の他	25,024	預り金	109,172
固定資産	4,056,586	その他の他	2,177
有形固定資産	2,118,245	固定負債	515,301
建物	668,762	社債	115,000
構築物	39,399	長期借入金	392,358
機械及び装置	397,263	資産除去債務	2,947
車輜運搬具	182,186	受入敷金保証金	3,516
工具、器具及び備品	49,072	その他の他	1,480
土地	1,228,294		
建設仮勘定	146,376		
減価償却累計額	△593,110	負債合計	1,495,794
無形固定資産	5,934	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,858	株主資本	3,634,026
その他の他	76	資本金	762,266
投資その他の資産	1,932,406	資本剰余金	673,377
投資有価証券	210,198	資本準備金	673,377
関係会社株式	1,535,490	利益剰余金	2,198,382
出資金	7,069	利益準備金	23,000
長期前払費用	35,733	その他利益剰余金	2,175,382
繰延税金資産	34,592	繰越利益剰余金	2,175,382
長期貸付金	11,200	評価・換算差額等	19,198
その他の他	98,121	その他有価証券評価差額金	19,198
繰延資産	1,470	新株予約権	1,361
資産合計	5,150,380	純資産合計	3,654,586
		負債・純資産合計	5,150,380

損 益 計 算 書

(2022年10月 1 日から)
(2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,214,862
売 上 原 価		3,029,190
売 上 総 利 益		1,185,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		882,978
営 業 利 益		302,694
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	881	
受 取 配 当 金	2,640	
補 助 金 収 入	13,420	
保 険 解 約 返 戻 金	10,390	
そ の 他	9,813	37,145
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,288	
匿 名 組 合 投 資 損 失	41,236	
そ の 他	5,966	49,491
経 常 利 益		290,348
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	428,136	
そ の 他	1,224	429,360
特 別 損 失		
減 損 損 失	22,896	
固 定 資 産 処 分 損 失	34,013	
そ の 他	1,846	58,756
税 引 前 当 期 純 利 益		660,953
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	179,707	
法 人 税 等 調 整 額	21,699	201,407
当 期 純 利 益		459,546

株主資本等変動計算書

(2022年10月 1 日から
2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計	
				特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	761,166	672,277	23,000	1,873	1,889,193	1,914,066	3,347,511
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,100	1,100					2,200
剰 余 金 の 配 当					△175,231	△175,231	△175,231
特別償却準備金取り崩し				△1,873	1,873	－	－
当 期 純 利 益					459,546	459,546	459,546
株主資本以外の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	1,100	1,100	－	△1,873	286,188	284,315	286,515
当 期 末 残 高	762,266	673,377	23,000	－	2,175,382	2,198,382	3,634,026

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	2,372	2,372	－	3,349,883
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2,200
剰 余 金 の 配 当				△175,231
特別償却準備金取り崩し				－
当 期 純 利 益				459,546
株 主 資 本 以 外 の 当期変動額（純額）	16,826	16,826	1,361	18,187
当 期 変 動 額 合 計	16,826	16,826	1,361	304,702
当 期 末 残 高	19,198	19,198	1,361	3,654,586

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合への出資については、匿名組合の損益のうち当社グループに帰属する持分相当損益を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減する方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）なお、商品のうち販売用不動産については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法を採用しております

ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年です。

3. 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

当社は、建設資材の販売（「公共サービス事業」）及び排水浄化製剤の製造・販売（「環境事業」）等の業務を行っております。

これらの取引については、原則として、商品及び製品を引き渡した時点において、支配が顧客に移転し履行義務が充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。なお、一部の商品及び製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 工事請負契約

当社は、空調設備の設計・施工（「公共サービス事業」）、環境関連設備の施工（「環境事業」）等を行っております。

これらの取引については、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の測定は、見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に基づき行っております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しています。短期の請負工事においては、設備の引渡時点において顧客がその支配を獲得した一時点で、履行義務を充足することから、顧客が設備を検収した時点で収益を認識しております。また、通常、当社は、顧客との契約において重要な統合サービスを提供しており、約束したサービス等の全てを単一の履行義務として認識することから、取引価格の配分は生じません。

③ 役務の提供

当社は、工事請負契約に付随して発生するメンテナンス、保守業務（「公共サービス事業」、「環境事業」）、高速道路を中心とした構築物点検、交通管制業務、道路照明灯等の保守および道路メンテナンス（「交通インフラ事業」）にかかわる役務提供を行っております。

これらの取引については、原則として、顧客との契約に基づいて顧客へ役務の提供が完了した時点において、主な履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「匿名組合投資損失」(前事業年度118千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり充足される履行義務を充足し認識する収益

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高	503,717千円
-------	-----------

- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

- (1) 担保に供している資産（帳簿価額）

現金及び預金	35,006千円
計	35,006千円

- (2) 担保に係る債務（帳簿価額）

買掛金	799千円
計	799千円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

- (1) 流動資産

受取手形	1千円
売掛金	199千円
完成工事未収入金	81千円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

サテライトー宮株式会社	165,150千円
計	165,150千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額は、次のとおりであります。

金	銭	債	権	89,678千円
金	銭	債	務	7,418千円

5. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 245,128千円

売 上 原 価 59,788千円

販売費及び一般管理費 3,622千円

営業取引以外の取引高 6,981千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は未払事業税、減損損失及び未払賞与等であります。

繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金等であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	サテライトー宮(株)	愛知県一宮市	98,000	公共サービス事業	所有 直接100	役員の兼任	債務保証 (注)	165,150	—	—

(注) サテライトー宮(株)の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり保証料は受け取っておりません。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(有)さんゆう	愛知県一宮市	3,000	不動産の賃貸及び管理	なし	役員の兼任	販売用不動産の購入 (注)	15,800	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2023年5月12日に締結した土地売買契約に基づき、土地を15,800千円で購入いたしました。土地の購入価額については、市場価格を勘案して決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3 会計方針に関する事項（5）「収益及び費用の計上基準」」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,354円25銭
1 株当たり当期純利益	170円45銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年11月27日

日本エコシステム株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋 隆
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中岡 秀 二 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エコシステム株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エコシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年11月27日

日本エコシステム株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋 隆
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中岡 秀二 郎
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エコシステム株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月27日

日本エコシステム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 亀山 直人 ㊞

監査等委員 加納 正二 ㊞

監査等委員 南 善隆 ㊞

(注) 監査等委員加納正二及び南善隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

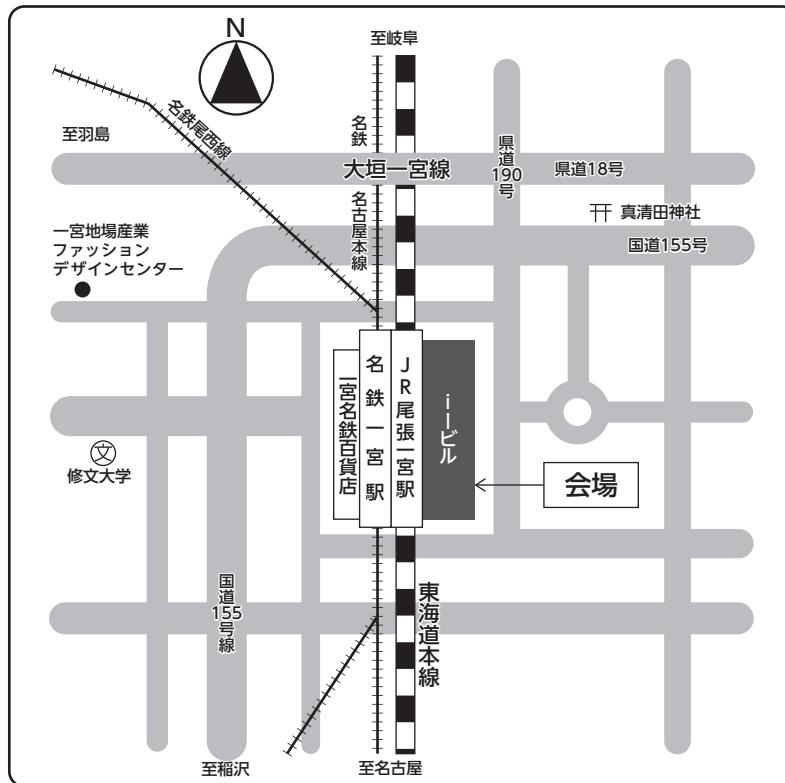
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県一宮市栄三丁目1番2号
尾張一宮駅前ビル（iービル）2階大会議室

交通機関 JR東海道本線「尾張一宮駅」または
名鉄名古屋本線「名鉄一宮駅」から東へ徒歩1分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。



* 株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。